指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
吉備大臣入唐絵巻　巻第四	令和七年四月三日	令和七年四月七日から令和七年六月二十日	株式会社朝日新聞社 メディア事業本部大阪事業部長　舘野　綾 大阪府大阪市北区中之島二―三―一八	京都国立博物館 京都府京都市東山区茶屋町五二七 令和七年四月十九日から令和七年六月十五日
帰去来辞書画巻	同右	同右	京都国立博物館 館長　松本　伸之 京都府京都市東山区茶屋町五二七	同右
備考　指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。			日本放送協会 京都放送局長　屋敷　陽太郎 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五七六番地 株式会社ＮＨＫエンタープライズ 近畿総支社長　堀岡　淳 大阪府大阪市中央区谷町三―一―一八	

○文部科学省告示第五十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年六月五日

文部科学大臣　阿部　俊子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
モンマルトルの菜園	令和七年六月五日	令和七年六月五日から令和八年四月三十日	株式会社中日新聞社 文化事業部長　上野　充浩 愛知県名古屋市中区三の丸一―六―一 愛知県美術館 館長　内藤　栄	大阪市立美術館 大阪府大阪市天王寺区茶臼山町一―八二 令和七年七月五日から同年八月三十一日 東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三六
			大阪府大阪市天王寺区茶臼山町一―八二 東京都美術館 館長　高橋　明也 東京都台東区上野公園八―三六 愛知県美術館 館長　平瀬　礼太 愛知県名古屋市東区東桜一―一三―二 日本放送協会 展開センター長　田中　良憲 東京都渋谷区神南二―二―一ＮＨＫ放送センター	令和七年九月十二日から同年十二月二十一日 愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一―一三―二 令和八年一月三日から同年三月二十三日